

福島県産大豆使用ロゴマークの使用基準

第1条<目的>

福島県産大豆を100%使用した製品の識別を容易にし、その品質等を消費者にアピールすることを目的として定められた「福島県産大豆使用ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の適正使用を確保するため、この使用基準を定める。

第2条<ロゴマークの使用者>

ロゴマークは、福島県麦大豆振興協議会が使用を認めた者（以下「使用者」という。）でなければ使用することはできない。

第3条<図柄等>

- (1) ロゴマークのデザイン及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) ロゴマークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、色を適宜選択して使用することができる。
- (3) ロゴマーク本体にかからない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- (4) このロゴマークと誤認される類似のロゴマークは、使用してはならない。

第4条<ロゴマークの使用申請>

- (1) ロゴマークの使用を希望する者は、「様式1」により福島県麦大豆振興協議会長（以下「振興協議会長」という）あて申請しなければならない。
- (2) 振興協議会長は申請内容を審査のうえ、本基準に適合すると認めた場合は、「福島県産大豆使用ロゴマーク使用承認証」を発行する。
- (3) 振興協議会長はロゴマークの使用に当たって、必要に応じ条件をつけることができる。
- (4) ロゴマークの使用期間及び更新手続きについては別表に定めるとおりとする。

第5条<ロゴマークの表示ができるもの>

- (1) ロゴマークは、原料大豆が100%福島県産である製品であり、かつ「製造者氏名」又は「販売者氏名」、さらに福島県産大豆100%の使用が明記されている製品でなければ表示してはならない。
- (2) ロゴマークは、前項の表示をした製品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に製品製造者氏名又は販売者氏名を明記しなければならない。
- (3) ロゴマークは、福島県産大豆又は福島県産大豆商品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等に表示することができる。
- (4) ロゴマークは、福島県産大豆の産地からの出荷紙袋等に表示することができる。ただし、出荷容紙袋等に出荷者氏名又は出荷農協名を明記しなければならない。
- (5) ロゴマークは大豆又は大豆製品の生産・流通・加工関係者の名刺に印刷することができる。

第6条<ロゴマークの使用料>

ロゴマークの使用料は無料とする。

第7条<ロゴマークの表示方法>

- (1) ロゴマークはシールに印刷し、製品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。
- (2) ロゴマークは製品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

第8条<ロゴマークの適正使用>

ロゴマークの使用者が「使用基準」を遵守せずに、不正に使用したと認められた場合には、使用承認を取り消すものとする。

第9条<ロゴマークの使用変更>

使用期間中に申請内容に変更が生じた場合（申請者記載内容、または、ロゴマーク使用対象）は、速やかに変更内容を届けなければならない。

第10条<実績報告>

使用者は、毎年3月末日までに、当該年度の使用状況を振興協議会長に報告しなければならない。

第11条<その他>

その他必要な事項については、振興協議会長が別途定めるものとする。

付則 施行月日

この使用基準は、平成14年4月30日から施行する。

付則

この使用基準は、平成19年2月22日から施行する。

別表（使用基準第4条関係）

ロゴマークの使用申請（使用期間及び更新申請）

使用申請	使用期間	更新申請
使用基準第4条に定める 様式による	3年	3年を超えるごとに使用申請と同じ様式 により申請

注1 使用（更新）申請の期間は原則として4月1日とする。

- 2 使用（更新）申請が、年度途中に行われた場合は、その年度は残余期間をもって、1年を経過したものとする。